

令和3年第11回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年11月8日(月) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 唐津市文化体育館 2階会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
4番 脇山祐治	5番 宮原敏久	6番 山添 明
7番 川添哲也	8番 三塩政廣	9番 内山敏彦
10番 阿蘇孝市	11番 井上順一	12番 伊藤富幸
13番 石川利恵	14番 峯 政敬	15番 松本耕一
16番 峯 直子	17番 吉田 哲	18番 宮崎隆広
19番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第66号
農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について
 - ・議案第67号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第68号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第69号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第70号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第71号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	檜崎	高志
農地係長	中田	賢治
農地係副主査	小林	康史
農地係副主査	槻木	昇平
振興係長	田中	恭子
振興係副主査	山崎	友美
振興係職員	吉本	彰也
浜玉分室職員	前田	美穂
相知分室係長	藤田	直樹
北波多分室職員	鬼塚	勝臣
肥前分室職員	柴田	大地
鎮西分室職員	末武	拓也

7. 審議の内容

事務局長 では定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の出席委員は19名全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

ただいまより令和3年第11回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号3番 袈裟丸一彦委員、議席番号4番 脇山祐治委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第66号 農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請について1件、議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について12件、議案第68号 農地法第4条の規定による許可申請について3件、議案第69号 農地法第3条の規定による許可申請について8件、議案第70号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について31件、議案第71号 農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について4件、計6議案59件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧ください

たいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容につきましては、一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 　ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第66号から第71号までの6議案59件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをしておきます。それでは、これより審議を行います。議案集1ページ、議案第66号農地法第5条の規定による許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。整理番号1番と、議案集2ページ、議案第67号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番については関連がありますので、一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 　はい。議案書の1ページをご覧ください。整理番号1番について説明させていただきます。上段に記載しているのが変更前、下段に記載しているのが変更後です。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は841平方メートルです。現況は、休耕地となっております。この案件は、令和2年1月29日付けで太陽光発電設備の転用許可を受けておりましたが、周

辺の同時計画地が、利用が困難で設置を断念して現在に至り、ほかの土地を含めた事業継承の話がまとまり、計画変更（事業継承）の申請を行うものです。施設等の概要は、議案書記載のとおりです。一般基準、立地基準は、引き続き5条の整理番号1番で説明させていただきます。

議案書の2ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑4筆、面積は合計で4,702平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のままの利用で、周囲をフェンスで囲い、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

三塩政廣委員 はい。8番三塩です。説明をさせていただきたいと思えます。先ほど事務局のほうから説明がございました。一応地番の変更がされているわけですがけれども、業者等も変わられて、今回新しく、2ページの議案67号の1番に上げられたところがございます。ここの地区につきましては、場所ですがけれども、〇〇〇〇〇〇〇を〇〇のほうに向かいまして、右手に〇〇〇〇〇〇ががございます。それから右手のほうに〇〇、それと途中から〇〇〇〇〇〇〇ががございます。10分ぐらい行った所の山の中でございます。周辺は住宅が全然ない所でございます。以前はもともとは水田だったんですけれども、〇〇〇畑になって、畑になっているようでございます。もう既に早くから荒廃地でありました。そこに今回の計画がされたようでございます。南部調査会では11月2日の午後に、現地調査を行っております。それと本日、事務局、会長、副会長、それから南部調査会の代表で12時ぐらいから現地調査をされているところでございます。周辺に人家もなく、別に問題のある所ではないということで、調査会の中では、反対意見

等はございませんでした。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,189平方メートルです。現況は、休耕地の状況です。目的は、賃貸借家です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影

響ですが、最大80センチメートルの盛土を行い、北、東側はコンクリートブロックを新設し、西側は縁石を新設、南側は側溝を新設し、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は西側および南側側溝へ放流、汚水は南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山久利委員 はい。2番の脇山です。今事務局から詳しく説明していただきまして、これは今図面を見てもらいますとわかるように、〇〇〇〇の真下、〇〇〇のちょうど角、入口で、(転用事情の詳細) …ということで、2年ほど休耕地だったんです。それを11月2日の日に東部調査会で調査していただきまして、何ら問題はないということです。皆様の審議のほどをよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田5筆、面積は合計で6,705平方メートルです。現況は、休耕、遊休地になっております。目的は、建築廃材分別作業所および木材加工所です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和4年1月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発行為許可申請、道路工事施工、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大2メートルの盛土、2.4メートルの切土を行い、整地し、周囲の土羽には種子吹付の法面保護を施し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は施設内に新設する排水設備を介して南

側の水路へ放流、汚水は新設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

吉田哲委員 17番吉田です。2日の日に現地調査をいたしまして、地元では何も問題なからうということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで

す。地目は畑2筆、面積は合計で599平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場および物置です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで北側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

吉田哲委員 17番吉田です。2日の日に現地調査をいたしまして、何

も問題ないということでございました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 3 ページ、整理番号 5 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 5 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 3 筆、面積は合計で 4 1 9 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 3 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 4 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 5 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物（水路）改築、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大80センチメートルの盛土を行い、東、南側にはコンクリートブロックを新設し、東側は既存分を利用、水路境界の法面は張りコンクリートを施し、北側には道路側溝を新設して、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は施設内に新設する排水設備を介して北側の道路側溝へ放流、汚水は北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

吉田哲委員 17番吉田です。これも2日の日に現地調査をいたしまして、皆さん何も問題はなかろうということでございました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 3 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 3 筆、面積は合計で 1, 2 1 1. 1 9 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 6 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 7 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 8 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用、北、南、東側は既存コンクリートブロックを利用し、西側はコンクリートブロックを新設、西および南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は西および南側に新設する道路側溝に放流、汚水は西および南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画

です。

行政連絡員から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号6番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

峯直子委員 16番峯でございます。11月2日に現地確認をいたしました。図面のように〇〇〇〇〇〇〇〇の南側に隣接した土地でございます。〇〇〇〇〇〇〇〇の北西部に当たります。詳細は事務局からご説明のとおりでございます。全員で異議なしということになりましたので、審議のほどをよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の4ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記

載のとおりです。地目は畑1筆、面積は194平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大30センチメートルの切土を行い、東、西、南側は既存コンクリートブロックを利用し、北側は一部に設置、西側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は西側水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項4番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号7番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いいたします。

宮崎隆広委員

18番宮崎です。場所は〇〇〇〇から北へ2、300メートルぐらいのあたりです。住宅が点在しているため、立地条件は妥当と思ひ、中部調査会では異議なしとの意見がありました。皆さんのご審議をお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号8番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号8番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑5筆、面積は合計で2,645平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、店舗兼住宅および駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の22ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、23ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、24ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の残高証

明および融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、自然公園法および風致地区払下げ申請、団地等造成、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大2メートルの盛土、4メートルの切土を行い、整地し、進入路を整備、土羽を法面保護し、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して北側道路側溝へ放流、汚水も新設する合併浄化槽を介して北側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長、土木委員長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号8番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山祐治委員 はい。4番脇山です。申請地は〇〇の〇〇〇〇〇の中腹にありますけれども、その行く途中にあります。10月の折に資料に載ってきておりましたので、10月の3日に現地を確認しております。昔の〇〇〇畑だったみたいで、結構な急斜面といたしますか、申請地はなっております。雨水対策とかも今説明のとおりされておるようですので、問題ないかなとい

う所であります。皆様の審議よろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号9番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号9番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で2,829平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、建売分譲住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の25ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、26ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、27ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の残高証明およびグループ企業の貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、

法定外公共物（水路）占用、道路工事施工、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大98センチメートルの盛土を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置し、東側は水路を改築し、東、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して東側の水路へ放流、汚水は新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号9番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山祐治委員 はい。4番脇山です。場所は、〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南へ150メートルぐらい入った所が申請地です。（転用事情の詳細）…ということで、農地として活用できないということで、今回の申請になっております。西側、東側は25ページの図面のように、もう宅地化されておりますけれども、南側には〇〇のハウス、北側には〇〇〇のハウスがありまして、27ページの配置図では載っていませんけれども、緑地と宅地、家が、北側に緑地2メートル、

それからちょっと下がって家が建つということで、北側のハウス〇〇〇の方もちょっと心配をされておりましたけれども、1メートル50と2メートル、それから1メートルあいて、4メートル離れるということで、少し安心はされております。申請地については11月の2日に東部調査会で現地を確認いたしました。資料には詳しい配置図が載っておりませんでしたので、日陰の問題とか、いろんな問題が出ましたけれども、後日詳細に図面を見たところ、そういう結果になっておりましたので、ハウス〇〇〇の方もひと安心というところで、今回の申請は、皆さんちょっと異議はありましたけれども、納得されております。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号10番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の5ページ、整理番号10番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,069

平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、賃貸住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の28ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、29ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、30ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、法定外公共物（水路）占有、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大80センチメートルの盛土を行い、北および西側はコンクリートブロックを新設し、南側はL型擁壁で土留めを行い、東側は水路を改築し、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は施設内の新設水路から東側水路へ流し、汚水は西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号10番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

脇山祐治委員 はい。4番脇山です。今回の申請地は、先ほどの申請地の隣になります。所有者も先ほど申したとおりの方でありまして、賃貸住宅ということで申請がなされております。2日の日に東部調査会で現地を確認いたしました。ここは日陰の問題も何もないので、別に問題ないだろうということで皆さん納得をされております。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号11番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号11番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は577平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、風況観測用地、一時転用です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の31ページをご覧ください。隣接地の地目

などについては、32ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、33ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、〇〇〇〇〇〇からの貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、ここですみません、議案書では第2種農地となっておりますが、訂正をお願いします。農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。「第2種農地」を「農用地区域内農地」に訂正をお願いいたします。

許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号11番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

袈裟丸一彦委員 3番袈裟丸です。農業委員は私が、あとは局長自ら来てもらいまして、本庁の職員と分室の職員も合わせて現地を確認いたしました。場所は〇〇〇ですね、〇〇が南側にありまし

て、集落がほとんどそこに集中しております。そこからもう一つ北側のほうに〇〇という小さな集落がありまして、その行く途中です。以前は畑ばかりで、草1本もないような立派な畑でしたが、今はもう見る影もありません。イノシシが相当多くおりまして、畑はほとんど作っておられません。ほんのわずかに網などで囲って作っておられる所が何か所か見受けられるような状況です。この場所もですね、隣接地には〇〇が少し植えてあります。そのような状況でありまして、その西側のほうは断崖絶壁の崖になっておるような状況です。家なども何もありません。そのような状況です。皆さん方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号12番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

整理番号12番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は334平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。所有権移転に

よるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の34ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、35ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、36ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの預金残高証明書が添付されています。

行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水のみで敷地内で自然地下浸透および越流分は南側水路へ流す計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号12番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

内山敏彦委員 9番内山です。11月の2日に東部調査会で見に行きまして、〇〇のすぐ前にある畑を〇〇〇の駐車場にしたいということで見ただけですけど、説明があったとおり、(転用事情の

詳細) …何も問題はないだろうというふうになっております。

皆さんのご審議よろしく申し上げます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集6ページ、議案第68号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の6ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は154平方メートルです。現況は、倉庫となっております。目的は、農業用倉庫です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の37ページから39ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可が必要なことを知らずに、平成30年頃農業用倉庫兼車庫を建てており、そのことについて始末書が提出されています。

隣接農地等への影響ですが、南側の畑は今回同時に転用申

請されており、既存宅地の進入路から出入口とする計画です。行政関係の手続きについて、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。排水については雨水のみで、南側水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、ここでまたすみません、議案書では第2種農地となっておりますが、訂正をお願いします。農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。「第2種農地」から「農用地区域内農地」に変更をお願いします。許可の基準は2番となっております、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いいたします。

内山敏彦委員 9番内山です。ここも先ほどの〇〇〇の駐車場にされたのと同じように、〇〇の〇といますか、敷地内を駐車場とし、屋根付きの建物というか、車庫が建っておりまして、その転用申請ができていなかったということで、今回出てきております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集 6 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、面積は 7 6 0 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 4 0 ページから 4 2 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は借入金および自己資金で、金融機関の融資事前審査結果通知書および預金通帳の写しが提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

隣接農地等への影響ですが、最大 9 0 センチメートルの盛土を行い、北側以外に L 型擁壁を新設して土留めを行い、北側の道路から出入口とする計画です。行政関係の手続きについては、下水道工事関連の協議がなされております。排水については、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して東側の水路に流し、汚水も合併浄化槽を介して東側水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は251平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、農業用資材置場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の43ページから45ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、今回の転用について、事業費は特に発生せず、譲り受けた中古のビニールハウスの骨材等の資材を置く計画です。転用については、農地法の許可後、速やかに着手する計画です。

隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側の国道より出入口とする計画です。行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。排水については雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されております。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いいたします。

山添明委員 はい。6番の山添です。ただいま事務局からの説明どおり

で間違いございません。場所は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇沿いにあります〇〇〇という所で、申請地の前には〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、そして〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇がある所です。4日の日に西部の委員さん方と現地を確認しました。何ら問題はなかろうということでありましたので、皆さん方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集7ページ、議案第69号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号1番から議案集8ページ、整理番号8番までの8件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書7ページから8ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計で8件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書1ページ

から4ページまでをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

それではお諮りをいたします。本案について質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。それでは皆皆さんお疲れでございます。ここでしばらく休憩を取りたいと思います。3時55分に再開とします。

~~~~~○~~~~~

15時45分 休憩

15時55分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは、会議を再開いたしたいと思います。よろしいでしょうか。議案集9ページ、議案第70号農業経営基盤強化

促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集15ページ整理番号31番までの31件につきましては、一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

はい。まず説明の前に、1件修正がございます。（修正内容の詳細）…ということになります。申し訳ございません。修正をお願いいたします。

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められましたので、市長に対し要請をするものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が30件、使用貸借権の設定が1件です。面積は、合計で131,869平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。具体的には、地域の担い手である、農地を全部効率的に利用できる、農業に常時従事するというものです。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

お諮りをいたします。本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集16ページ、議案第71号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について(利用権)を議題とします。整理番号1番から議案集17ページ、整理番号4番までの4件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議といたします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長により依頼のあった農用地利用集積計画(集積計画一括方式)の決定について回答をするものです。また、この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行う集積計画一括方式では、農用地配分計画によらずに、受け手に権利の設定がなされます。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律の見直しにおいて、農用地の出し手と

受け手の調整が整っている案件については、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなったものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権の設定です。面積は、合計で15,501平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それでは、もう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

それでは、本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第66号1件、議案第67号12件、議案第68号3件、議案第69号8件、議案第70号31件、議案第71号4件、計6議案59件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。皆さん方長時間の慎重審議誠にありがとうございました。